

■羽曳野市国民健康保険条例（昭和 35 年 12 月 23 日羽曳野市条例第 172 号）〈抜粋〉

第 2 章 羽曳野市の国民健康保険の運営に関する協議会

（羽曳野市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称）

第 2 条 羽曳野市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、羽曳野市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会の委員の定数）

第 2 条の 2 協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4 人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4 人
- (3) 公益を代表する委員 4 人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2 人

（規則への委任）

第 2 条の 3 この章に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は規則で定める。